

第 9 期高齢者福祉計画・介護保険事業計画について②
（第 9 期計画に記載する内容の骨子（案）について）

第 9 期東久留米市高齢者福祉計画・介護保険事業計画の基本理念は、第 8 期から継続して、「高齢者がいきいきと暮らせる地域づくり」とする。また、国の基本指針や制度改正の内容を反映させた上で、基本理念を達成するための基本目標を設定し、それぞれの基本目標を達成するための具体的な施策の方向性の検討を行う。

令和 5 年 7 月 31 日（月）に公開された「全国介護保険担当課長会議資料」における「第 9 期介護保険事業（支援）計画の基本指針（大臣告示）のポイント（案）」等をふまえて、第 9 期高齢者福祉計画・介護保険事業計画の〈各論〉に記載する基本目標と施策の方向性を検討した結果、以下のような構成で 9 期計画の素案を作成していくこととしたい。

基本目標 1 介護予防・健康づくりの施策の推進のための取組

施策 1 介護予防・フレイル予防の方向性

高齢者が住み慣れた地域で自立した生活を送り続けるためには、個々の高齢者に意識的に介護予防・フレイル予防に取り組んでもらう必要があることをふまえ、介護予防・日常生活圏域ニーズ調査の結果等から見える本市の状況に照らして、取組みを効果的に推進していくため、本計画における取組みの推進の方針や普及啓発に係る取組、65 歳健康寿命の延伸に向けた取組みなどについて記載する。

施策 2 住民主体の「通いの場」の活動支援の方向性

住民主体の「通いの場」の活動拡大により、介護予防・フレイル予防の効果だけでなく地域のコミュニティの再構築、高齢者の「居場所」づくりなどの効果も期待されることをふまえ、高齢者の「通いの場」への参加率の 9 期期中における目標、「通いの場」の実態把握や運営と参加者のマッチングに向けた取組み、地域のリーダーの発掘・育成の取組みの方向性などについて記載する。

施策 3 介護予防・生活支援サービス（総合事業）の方向性

多様なサービスの充実により早期の自立を促し、自立した高齢者にはサービスや地域づくりの担い手になってもらうという好循環を目指す総合事業の本旨をふまえて、本市における介護予防・生活支援サービスの現状分析と課題抽出を行いつつ、8 期期中に実施した基本チェックリスト受診件数の向上に向けた取組みや「窓口質問票」を活用した窓口業務改善の取組み、支援強化型訪問・通所介護の利用を促進するための 9 期期中における継続的な総合事業の見直しの方向性などについて記載する。

施策 4 リハビリテーションサービスの提供体制の方向性

地域として目指すリハビリテーションサービスの理想像をふまえつつ、保険給付と地域支援事業の双方の観点からのリハビリテーションの推進の取組み、ご当地体操である「わくわくすこやか

体操」の普及啓発の取組み、「支援強化型訪問・通所サービス」として提供される短期集中型サービス、住民主体の「通いの場」の活動など、多様な主体における広義のリハビリテーションの取組みなどについて記載する。

基本目標2 要介護状態や認知症になっても、自分らしい暮らしを続けるための取組

施策1 介護保険サービス提供体制の計画的な整備の方向性

令和22(2040)年における高齢者人口の推移を見据えた、中・長期的な介護保険サービスの需給の動向をふまえ、介護を受ける人やその家族にとって「真に」必要なサービスを「過不足なく」提供できるようにするための方針、在宅の限界点を高めるための地域密着型サービスなどの在宅サービスの9期期中における基盤整備の方向性、施設・居住系サービスの方向性などについて記載する。

施策2 高齢者の住まいと在宅生活を支えるサービスの方向性

「住まい」が地域包括ケアシステムの中心に位置付けられることをふまえ、地域共生社会の実現という観点からの住まいと生活の一体的支援の重要性にかんがみ、在宅継続のため介護サービス、生活支援サービス、独居高齢者のみまもりなどの各種サービスによる「ソフト面」の支援と、公営住宅やシルバーピアなどの住居や介護施設や有料老人ホームなどの施設の情報の周知などの「ハード面」の支援の両面から、「住まい」に係る支援の方向性について記載する。

施策3 家族介護者支援の方向性

在宅介護実態調査などから見る事ができる家族介護者の現状をふまえ、家族介護者に対する切れ目のない支援の重要性、地域包括支援センターの総合相談支援機能の活用、家族介護者の負担軽減も含めた総合的なケアマネジメントの推進やサービス内容の周知・啓発、介護休業制度などの制度の周知、認知症高齢者の家族の支援、ヤングケアラー支援における高齢福祉機関の役割などについて記載する。

施策4 認知症施策推進大綱等をふまえた認知症施策の方向性

認知症施策推進大綱、認知症基本法の成立に伴い国が策定する認知症施策推進計画の内容などに沿った施策を推進する必要があることをふまえ、認知症の人や家族の視点を重視しながら、「認知症の発症を遅らせること(予防)」と「認知症になっても希望をもって日常生活を過ごせる社会の実現(共生)」を車の両輪とした対策を進めていくため、認知症ガイドブックなど認知症の普及啓発に係る取組み、認知症サポーター養成講座やチームオレンジの取組み、認知症カフェなどの官民が連携した取組みや認知症家族会の取組みについて記載する。

施策5 権利擁護の推進・高齢者虐待の防止の方向性

高齢者人口の増加に伴い、認知症高齢者や身寄りのない高齢者、高齢者への虐待ケースなどが増加し、判断能力が不十分な方の財産や権利の保護に係る取組みが重要になることをふまえ、中核機関の活動や市長申立・報酬助成・後見人候補者のマッチングなどの成年後見制度の利用促進などの取組み、高齢者虐待を「養護者による高齢者虐待」と「養介護施設従事者等による高齢者虐待」に大別した上で、それぞれの高齢者虐待に係る市の取組みなどについて記載する。

基本目標3 共に参加し共に支える、地域ぐるみの体制づくりのための取組

施策1 地域包括支援センターの体制整備の方向性

高齢者が住み慣れた地域で生活を続けられるよう支援するための拠点としての地域包括支援センター（包括）の役割の重要性をふまえ、膨大化・複雑化する業務の負担軽減を行いつつ、その求められている業務を計画的かつ効率的に遂行できるような体制・環境の整備を進めるため、8期期中における運営協議会などにおける議論をふまえた9期のランチ設置方針と、9期期中における継続的な議論の必要性について記載する。

施策2 在宅療養および在宅医療と介護の一体的な提供体制の方向性

在宅医療と介護を一体的に提供するため、各関係者（機関）との協働・連携の推進することで切れ目のない在宅医療と在宅介護の提供体制の構築を目指すことが重要であることをふまえ、PDCAサイクルに沿った取組みの継続、東久留米市在宅療養ガイドブックなどによる普及啓発の取組み、ACP（アドバンス・ケア・プランニング）の普及啓発の取組みなどについて記載する。

施策3 ひとり暮らし高齢者の「みまもり」体制構築の方向性

高齢者の一人暮らしや高齢者のみ世帯、認知症高齢者が増加する中で、日常生活の継続においてなんらかの「みまもり」を必要とする高齢者に対して、①緩やかなみまもり、②担当によるみまもり、③専門的なみまもりの3類型をふまえた高齢者のみまもり体制の構築、認知症高齢者等の行方不明時の早期発見・保護のための「東久留米市認知症高齢者等みまもり事業」等について記載する。

施策4 地域のつながりづくりと「地域共生社会」に向けた取組の方向性

地域ケア会議などの会議体を通じて個別の事案における課題の解決を図ることで地域における課題の発見につながり、課題の検討を通じて地域包括支援ネットワークの構築を進めていくことで、地域包括ケアシステムを実現していくための取組み、地域共生社会の実現に向けた「地域のつながりづくり」の重要性、「つながり続けること」を目的とした伴走型支援の考え方などについて記載する。

基本目標4 持続可能な介護保険サービス等の提供体制を整備するための取組

施策1 介護認定事務の効率化の方向性

介護保険の要介護（要支援）認定事務については、高齢者数の増加に伴い要介護（要支援）認定申請者数が増加しており、認定申請（新規・更新・区分変更）の受付から認定結果まで期間を要するケースがあることをふまえ、業務負担の軽減に向けた取組みやデジタル技術などを活用した業務改善による効率化の取組み、審査の簡素化・効率化の取組み、認定調査員の質の向上につながる研修などの充実に向けた取組みなどについて記載する。

施策2 サービス向上に資する給付適正化の方向性

介護給付の適正化に向けた取組みについては、8期計画期間において主要5事業を実施してきたが、9期の国の基本指針において、市区町村の事務負担の軽減を図りつつ効果的・効率的に事業を実施するため、この主要5事業を3事業に再編するとともに、実施内容の充実化を図ることとされたことをふまえ、9期計画期間において実施する本市における給付適正化の方針について

記載する。

施策3 介護現場の生産性向上および介護人材確保の方向性

9期の国の基本指針において、地域包括ケアシステムを支える介護人材の確保や介護現場における生産性の向上の推進などの重要性が記載されていることをふまえ、これまで継続して実施している介護人材確保の取組みや、標準様式への移行、電子申請・届出システムの活用、介護現場におけるICTの活用状況、東久留米市介護保険事業推進に関するアンケート調査（令和5年度実施）の結果から見える、令和3年度報酬改定に伴うハラスメント対策の強化などの新基準における進捗状況などを記載する。

施策4 リスクマネジメントに係る体制の整備の方向性

8期期中においては、新型コロナウイルス感染症の感染拡大や大規模水害の発生などにより、感染症や災害の発生に対しあらかじめ対応しておくことの必要性が高まったことをふまえ、介護保険施設等における業務継続計画（BCP）の策定の状況、震災や大規模水害が発生した場合における避難行動要支援者の対応などの方向性について記載する。

第9期介護保険事業（支援）計画の基本指針（大臣告示）のポイント（案）

別紙
全国介護保険担当
課長会議資料
令和5年7月31日

基本的考え方

- 次期計画期間中には、団塊の世代が全員75歳以上となる2025年を迎えることになる。
- また、高齢者人口がピークを迎える2040年を見通すと、85歳以上人口が急増し、医療・介護双方のニーズを有する高齢者など様々なニーズのある要介護高齢者が増加する一方、生産年齢人口が急減することが見込まれている。
- さらに、都市部と地方で高齢化の進みが大きく異なるなど、これまで以上に中長期的な地域の人口動態や介護ニーズの見込み等を踏まえて介護サービス基盤を整備するとともに、地域の实情に応じて地域包括ケアシステムの深化・推進や介護人材の確保、介護現場の生産性の向上を図るための具体的な施策や目標を優先順位を検討した上で、介護保険事業（支援）計画に定めることが重要となる。

見直しのポイント（案）

1. 介護サービス基盤の計画的な整備

- ① 地域の实情に応じたサービス基盤の整備
 - ・ 中長期的な地域の人口動態や介護ニーズの見込み等を適切に捉えて、施設・サービス種別の変更など既存施設・事業所のあり方も含め検討し、地域の实情に応じて介護サービス基盤を計画的に確保していく必要
 - ・ 医療・介護双方のニーズを有する高齢者の増加を踏まえ、医療・介護を効率的かつ効果的に提供する体制の確保、医療・介護の連携強化が重要
 - ・ 中長期的なサービス需要の見込みをサービス提供事業者を含め、地域の関係者と共有し、サービス基盤の整備の在り方を議論することが重要
- ② 在宅サービスの充実
 - ・ 居宅要介護者の在宅生活を支えるための定期巡回・随時対応型訪問介護看護、小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護など地域密着型サービスの更なる普及
 - ・ 居宅要介護者の様々な介護ニーズに柔軟に対応できるよう、複合的な在宅サービスの整備を推進することが重要
 - ・ 居宅要介護者を支えるための、訪問リハビリテーション等や介護老人保健施設による在宅療養支援の充実

2. 地域包括ケアシステムの深化・推進に向けた取組

- ① 地域共生社会の実現
 - ・ 地域包括ケアシステムは地域共生社会の実現に向けた中核的な基盤となり得るものであり、制度・分野の枠や「支える側」「支えられる側」という関係を超えて、地域住民や多様な主体による介護予防や日常生活支援の取組を促進する観点から、総合事業の充実を推進
 - ・ 地域包括支援センターの業務負担軽減と質の確保、体制整備を図るとともに、重層的支援体制整備事業において属性や世代を問わない包括的な相談支援等を担うことも期待
 - ・ 認知症に関する正しい知識の普及啓発により、認知症への社会の理解を深めることが重要
- ② デジタル技術を活用し、介護事業所間、医療・介護間での連携を円滑に進めるための医療・介護情報基盤を整備
- ③ 保険者機能の強化
 - ・ 給付適正化事業の取組の重点化・内容の充実・見える化

3. 地域包括ケアシステムを支える介護人材確保及び介護現場の生産性向上

- ・ 介護人材を確保するため、処遇の改善、人材育成への支援、職場環境の改善による離職防止、外国人材の受入環境整備などの取組を総合的に実施
- ・ 都道府県主導の下で生産性向上に資する様々な支援・施策を総合的に推進。介護の経営の協働化・大規模化により、人材や資源を有効に活用。
- ・ 介護サービス事業者の財務状況等の見える化を推進